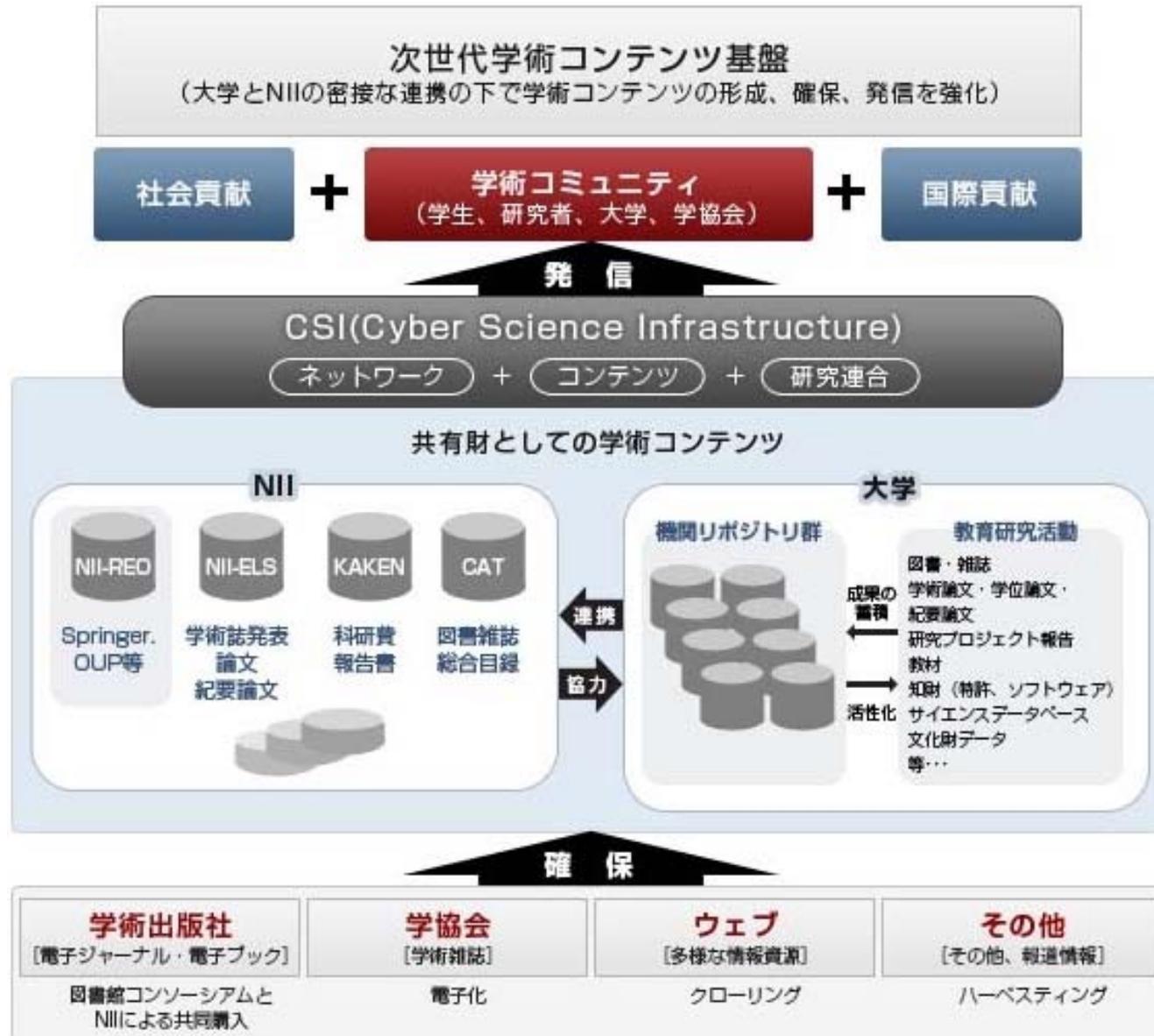


オープンデータ政策との関係からみた デジタルアーカイブのオープン化について

国立情報学研究所

大向 一輝

NIIの学術情報サービス



3つの観点

- オープンデータ政策関係者として
 - IT戦略本部データ流通環境整備検討会オープンデータワーキンググループ構成員
 - VLED利活用・普及委員会委員
- データ提供者・アグリゲーターとして
 - NIIコンテンツシステム開発室長
 - これからの学術情報システム構築検討委員会委員
- LOD研究者・推進者として
 - NIIコンテンツ科学研究系准教授
 - NPOリンクト・オープン・データ・イニシアティブ副理事長

メタデータのオープン化

- 5-star Open Dataの1つ星 (<http://5stardata.info/ja/>)
 - (どんな形式でも良いので)あなたのデータをオープンライセンスでWeb上に公開しましょう
- Open Definition (<http://opendefinition.org/od/2.1/ja/>)
 - オープンの定義では、知識に関する”オープン/open”という語の定義を明確にすることによって、相互運用性を最大化させ、誰もが参加可能となるように、共通の認識を広く周知させることを意図している。
- 主要なオープンライセンス
 - CC BY・CC BY-SAとその互換ライセンス
 - CC0(とパブリックドメイン)

文化資源メタデータのオープン化



- Europeanaデータ交換協定
 - 参加機関はCC0の適用が求められる
 - EU PSI指令によって文化施設のオープンデータ化が義務づけられている
- DPLA Metadata Policy Statement
 - 大部分のメタデータは著作権の対象でないことに同意
 - 著作権によって保護されるメタデータはCC0に従って提供
- 各国国立図書館のオープンデータ
 - 米国議会図書館:パブリックドメイン
 - 大英図書館・ドイツ国立図書館:CC0
 - フランス国立図書館:Open Government License

国内のオープンデータ政策

- 平成24年7月:電子行政オープンデータ戦略
 - 「公共データは国民共有の財産であるという認識の下、公共データの活用を促進するための取組に速やかに着手し…」
- 平成25年6月:政府標準利用規約(第1.0版)
 - 「公序良俗条項」への批判
- 平成25年12月:政府データカタログサイト開設
- 平成27年12月:政府標準利用規約(第2.0版)
 - 「公序良俗条項」の削除・CC BYとの互換性を明記
- 平成28年5月:オープンデータ2.0
 - 「今後は、データ公開中心の取組からデータ利活用による諸課題の解決に向け…」
 - 地方公共団体・独立行政法人への展開

オープン化への期待と課題

- 文化施設においてもオープンデータ政策と整合的であるべき
 - 国際的な相互運用性を確保するために利用条件の明示化は必須
 - 政府標準利用規約または互換ライセンスの導入が可能な土壌は整備されてきている
- 文化資源メタデータへのCC0の適用は可能か？
 - メタデータの著作権性を再確認すべき
 - 「すべての権利を放棄する」ことが日本の法制度の中で何を意味するか
 - 例:改ざんを防止するためのCC BY-ND導入の議論
 - メタデータ項目ごとの階層的なライセンス設計

オープン化への期待と課題

- デジタルアーカイブにおける意思決定のあり方
 - オープンライセンスでは許諾者となる主体が必要
 - データの主体が明確でない場合(所有者? 作成者?)
 - 過去を取り扱うデジタルアーカイブの本質的課題
- 大学図書館の目録所在情報サービス(NACISIS-CAT)
 - 1980年代から運用されている書誌データベース
 - システム提供はNII・データ入力は各大学図書館
 - データの帰属に関する契約書が存在しない
 - 「大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議」によるガバナンスの下でNIIがライセンスの主体となる
 - サービス参加機関へのパブリックコメントを経て会議での意思決定まで2年を要する
 - 他の分野では?

まとめ



- 政策面
 - すべてのメタデータに利用条件の明示を課すべき
 - ただしCC0についてはさらなる議論が必要
- 実務面
 - 利用条件を定めること自体の困難さ
 - デジタルアーカイブの本質
 - 政策課題として取り組む必要
 - 統合ポータルサイトが汗をかくポイントが明確でない
 - アグリゲーターに負担が集中するモデル
 - ベストエフォート・段階的な拡張プランが必要